

やってみる？

このまちが **好き!**  
をつくる仕事



令和6年10月1日採用

# 鶴ヶ島市職員採用試験

採用職種：事務・学芸員・建築【職務経験者】・保育士【職務経験者】

申込受付期間 令和6年5月13日(月)～5月26日(日)

第一次試験日 令和6年6月9日(日)

第一次試験科目 **SPI3** (基礎能力・性格検査)

問合先 鶴ヶ島市総務部人事課 ☎049-271-1111 (内線341)



詳しくは  
HPへ

## ◇ 募集概要

### 1 採用予定日

令和6年10月1日

### 2 採用職種、受験資格、採用予定人数

活字印刷文による出題に対応できる人で、次の条件を満たす人

採用職種	受験資格	採用予定人数
一般行政職 (事務)	次の要件のいずれかの要件を満たす人 ・平成8年4月2日以降に生まれた人(28歳まで)で、令和6年3月31日までに大学を卒業した人 ・平成10年4月2日以降に生まれた人(26歳まで)で、令和6年3月31日までに短期大学(専修学校を含む)を卒業した人 ・平成12年4月2日以降に生まれた人(24歳まで)で、令和6年3月31日までに高等学校を卒業した人	2名程度
一般行政職 (学芸員)	次の要件をすべて満たす人 ・平成元年4月2日以降に生まれた人(35歳まで) ・大学において考古学・埋蔵文化財に関する課程を専門に履修し、令和6年3月31日までに大学を卒業した人 ・学芸員の資格を有する人	1名程度
一般行政職 (建築) 【職務経験者】	次の要件をすべて満たす人 ・昭和54年4月2日以降に生まれた人(45歳まで) ・一級または二級建築士の資格を有する人 ・民間企業等において、建築に関する職務経験が令和6年3月31日現在で3年以上ある人	1名程度
保育士 【職務経験者】	次の要件をすべて満たす人 ・平成元年4月2日以降に生まれた人(35歳まで) ・保育士資格を有する人 ・民間企業等において保育士としての職務経験が令和6年3月31日現在で3年以上ある人	2名程度

1 次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない人(保育士は、日本国籍を有しない人も受験できますが、採用時において当該職種に従事可能な在留資格を有する人に限ります。)

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項(以下の内容)に該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鶴ヶ島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 大学、短期大学、高等学校とは、学校教育法第1条に定めるものをいいます。また、次に該当するものについては、短大扱いとします。

- ・学校教育法に定める専修学校については、修業年限2年以上の専門課程であること(年間授業時間数が680時間以上のものに限る)
- ・学校教育法に定める各種学校については、「高校卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程であること

### 3 職務経験について

#### (1) 共通事項

- ・民間企業の従業員、自営業者、公務員等として就業した期間が該当します。
- ・休業（育児休業、介護休業等）等により職務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。

#### (2) 一般行政職（建築）【職務経験者】

- ・正社員、正職員として就業していた期間を職務経験に通算できます。


#### (3) 保育士【職務経験者】

- ・正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- ・1週間の所定労働時間が30時間以上で就業していた期間を職務経験に通算できます。

### 4 その他注意事項

保育士（事務）の方は内定後、児童福祉法第18条の20の4に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された、またはそれに準ずる経歴の有無について確認を行います。その結果、これに該当する経歴が確認できた場合、内定を取り消すことがあります。

## ◇ 受験申込手続

受付期間	令和6年5月13日（月）～5月26日（日）
受付方法	以下URLまたはQRコードから申込フォームにアクセスし、申請してください。 <a href="https://logoform.jp/form/chro/560917">https://logoform.jp/form/chro/560917</a> 
添付書類	顔写真データ（上半身脱帽・背景無・正面向で3ヶ月以内に撮影したもの） 縦横比が4：3で、拡張子はjpg, jpeg, png ※データ容量は10MBまで
その他 必要書類	○職務経歴書 ※一般行政職（建築）【職務経験者】または保育士【職務経験者】の受験者のみ ※第1次試験日当日に提出をお願いします。

※虚偽の記載があった場合は、採用が取消しになることがあります。

※合格発表後に職務経験期間の確認のため在职証明書を提出していただきます。なお、各試験区分に必要な職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

## ◇ 試験方法、日時、会場

### <第1次試験>

試験科目	試験内容	日時（会場）
SP13 【基礎能力】 （70分）	言語分野、非言語分野の択一式筆記試験を行います。（マークシート）	令和6年6月9日（日） 受付開始 午前 9時00分 試験開始 午前10時00分 （鶴ヶ島市役所 庁舎）
SP13 【性格検査】 （40分）	択一式の性格検査を行います。（マークシート）	

※第1次試験の合格者には第2次試験日当日に①卒業証明書、②成績証明書、③資格を有する場合は、それを証明するもの（写し可）を提出していただきます。

## <第2次試験・第3次試験>

試験	試験内容	日時（会場）
第2次試験	個人面接による試験を行います。	令和6年7月上旬を予定 （鶴ヶ島市役所 庁舎）
第3次試験	個人面接による試験を行います。	令和6年7月下旬を予定 （鶴ヶ島市役所 庁舎）

### ◇ 合格発表

各試験における合否の発表は、全ての受験者に通知し、ホームページにて合格者の受験番号を掲載します。

### ◇ 勤務条件等（令和6年4月1日現在）

#### 1 給与（地域手当10%含む）

区分	大学卒	短大卒	高校卒	職務経験者（参考）
初任給	222,640円	206,030円	193,710円	271,040円

支給要件に応じて、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

※職歴等がある方は一定の基準により加算されます。

※給与改定により、支給額等が変わる場合があります。

※一般行政職（建築）【職務経験者】と保育士【職務経験者】は、経験年数等を考慮し、初任給を決定します。参考は大学卒で正社員としての職務経験が5年ある場合の初任給です。

#### 2 勤務時間

（1）一般行政職：月曜日～金曜日 / 午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）

（2）保育士：月曜日～金曜日 / 午前8時30分～午後5時00分（休憩45分）

※配属先により勤務の曜日、時間が異なる場合があります。

※保育士は、早番・遅番・土曜勤務があります。

#### 3 休暇等

年次有給休暇は、初年度は10日間付与されます。（翌年度からは年20日間付与されます。）

このほか、病気休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引等）、育児休業制度などがあります。

#### 4 その他

埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、病気、出産した場合等における給付、福祉施設等の利用補助を受けることができます。